

小売物価統計調査規則の一部を改正する省令案の概要について

1 改正の背景

小売物価統計調査（統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査）は、小売物価統計調査規則（昭和57年総理府令第6号）の定めるところにより、国民の消費生活上重要な支出の対象となる商品の小売価格及びサービスの料金を調査し、消費者物価指数その他物価に関する基礎資料を得ることを目的として実施している。

小売物価統計調査の結果を基に作成される消費者物価指数は、家計における消費構造の変化、市場における商品の流通又はサービスの変化等に対応して、西暦年の末尾が0又は5の年に基準改定を行っており、次回の基準改定は2025年（令和7年）を基準年として行う。

今回、この基準改定に当たり、新たな財・サービスの出現や普及、嗜（し）好の変化などによる消費構造の変化に伴い、家計消費支出上重要度が低くなった品目（小売物価統計調査の調査品目は、家計調査の結果による当該品目への支出額が家計の消費支出総額の1万分の1以上であるかどうかを目安として選定）等を、小売物価統計調査で調査する品目から廃止するとともに、一部の品目について品目の名称の変更等を行う。

本件は、それらを定める小売物価統計調査規則の一部改正を行うものである。

2 改正の概要

小売物価統計調査で調査する品目の廃止等を行うため、所要の改正を行うものである。

（1）以下の品目を廃止する。（令和9年1月1日施行）

ア 家計における消費構造の変化に伴い、以下の品目を廃止する。（別表）

煮干し
はくさい漬
ビール風アルコール飲料
女性用帯
ネクタイ
女性用ストッキング
ビデオソフトレンタル料
青汁
サッカー観覧料
振込手数料

イ 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和5年3月28日閣議決定）において、消費者物価指数におけるPOSデータ（※）、ウェブスクレイピングデータ等、既存の公的統計で活用されているデータの更なる活用が求められていることを踏まえて、2025年基準消費者物価指数の作成においてPOSデータを活用する、以下の品目を廃止する。（別表）

プリンタ用インク
メモリーカード

※ 民間の販売時点情報管理システム（Point of Sales system）において収集された情報

(2) 家計調査の収支項目分類の概念に合わせ、以下のとおり、品目名を変更する。（令和8年1月1日施行）（別表）

変更後の品目	現行の品目
コーヒー飲料（セルフ式を除く。）	コーヒー飲料
ミネラルウォーター（配達を除く。）	ミネラルウォーター
大人用運動靴	運動靴
大人用サンダル	サンダル
中学校授業料（私立）	中学校授業料
短期大学授業料（私立）	短期大学授業料
専修学校授業料（私立）	専修学校授業料
ミネラルウォーター（配達）	宅配水
乳酸菌飲料	乳酸菌飲料（配達）
美容液	美容液（カウンセリング）

(3) 家計調査の収支項目分類の概念に合わせ、以下のとおり、品目を分割する。（令和8年1月1日施行）（別表）

変更後の品目	現行の品目
講習料（英会話）	講習料
講習料（書道）	
講習料（音楽）	
講習料（ダンス）	
講習料（水泳）	
講習料（体育）	
PTA会費（小学校）	PTA会費
PTA会費（中学校）	
高等学校授業料（公立）	高等学校授業料
高等学校授業料（私立）	
大学授業料（国立）	大学授業料
大学授業料（私立）	
鉄道運賃	鉄道運賃
鉄道通学定期代	
鉄道通勤定期代	
自動車保険料（自賠責）	自動車保険料
自動車保険料（任意）	
固定電話通信料	通信料
携帯電話通信料	
放送受信料（NHK）	放送受信料
放送受信料（NHK・ケーブルを除く。）	

(4) 家計調査の収支項目分類の概念に合わせ、以下のとおり、品目を統合する。(令和8年1月1日施行) (別表)

変更後の品目	現行の品目
自動車整備費	自動車整備費
	自動車オイル交換料
医科診療代	診療代（国民健康保険）
	診療代（国民健康保険によるものを除く。）

3 今後の予定

公布日 令和7年11月28日

施行日 令和8年1月1日（ただし、品目の廃止は令和9年1月1日）